


所管部課	総務部職員課		部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について			区分	○	
				1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	子育て支援部保育課 学校教育部教育総務課				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由                      医師会等諸手当について、東大和市医師会等と協議した結果、報酬額の協議が整い、主管課から改定の依頼があったことから、報酬額を改めるものである。</p> <p>(2) 主な改正内容                      ア 学校医及び学校歯科医の報酬月額「44,290円」を「45,450円」に改める。(令和3年度分)                      イ 学校医及び学校歯科医の報酬月額「45,450円」を「45,650円」に改める。(令和4年度分)                      ウ 「零歳児保育指定保育園嘱託医」「月額48,930円」を「狭山保育園嘱託医」「月額18,870円」に改める。</p> <p>(3) 施行日                      令和4年4月1日から施行。ただし、令和3年度分の改正については、令和3年4月1日に遡って適用する。</p> <p>(4) 影響及び効果                      地域の実情を反映した適正な報酬とすることにより、円滑な事業運営に寄与する。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和4年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。